

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	M2S-V-30995
名称	航空機等整備用器材 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和5年3月6日
		改正年月日	
		補給本部航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- a) この仕様書は、海上自衛隊で使用する航空機等整備用器材（以下、器材という。）及び器材に関する役務の調達に適用する一般共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、次による。

1.2.1

器材

航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第5623号。10.12.8）別冊（以下、整備用器材整備基準という。）に規定される器材をいう。

1.2.2

役務

整備用器材整備基準に規定されている定期修理及び臨時修理並びに外注整備をいう。

1.2.3

地方防衛局長等

北海道防衛局長，北関東防衛局長，南関東防衛局長，近畿中部防衛局長，中国四国防衛局長，沖縄防衛局長，東海防衛支局長，長崎防衛支局長，郡山防衛事務所長，宇都宮防衛事務所長，舞鶴防衛事務所長，岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。

1.2.5

調達要求元

契約担当官に対し器材及び役務の調達要求を行う者をいう。

1.2.6

類別原資料

物品の管理，補給業務を有効的確に実施するため，物品の特性（形状，構造，品質，性能等）を一定の基準に従って，分類，識別して当該物品に係る品目名，物品番号などの識別諸元を設定するための基礎資料を電子データで作成し，記憶媒体に保存及び紙媒体に印刷したものをいう。

1.2.7

類別引用資料

類別原資料を作成するに当たり引用した会社技術資料をいう。

1.2.8

承認用図面等

器材の契約において、契約の相手方が仕様書に基づいて作成した装備品等の製作などに必要な図面（図書・写真などを含む。）又は見本（模型を含む。）であって、契約担当官の承認を受けるため提出するものをいう。

1.2.9

承認図面等

承認用図面・承認用見本が、所定の手続きを経て、契約担当官の承認を得たものをいう。

1.2.10

技術変更提案（ECP）

航空機及び装備品の性能、安全性、信頼性、互換性、操作性、質量などに影響を及ぼす設計変更に関連する当該器材の製造、修理等に係る業者が行う技術変更の提案をいう。

1.2.11

互換性

全く同等の性能、耐久性を発揮できるような機能、構造を有し、改修又は他の品目を組み合わせることなく、相互に交換使用できることをいう。

1.2.12

構成品

主品目（キット、セットを含む。）又は組部品を構成する主部品となる単体をいい、キット又はセットの場合は、個々の内容品をいう。

1.2.13

附属品

製品の本体から分離していても、製品そのものの性能に直接的な影響を与えないが、これがあれば製品の用途が拡張されるほか、保守の面からも便利と考えられ、使用の便宜及び製品の保護が図れるものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札後当該文書に改正があった場合には、その適用について契約担当官等を通じて調達要求元と協議のうえ当該文書の改正版によることができる。また、引用文書に定める事項と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

1) 規格

J I S B 0 4 0 1	寸法公差及びはめあいの方式
J I S B 0 4 0 5	普通公差—第1部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角寸法に対する公差
J I S B 0 4 0 8	金属プレス加工品の普通寸法公差
J I S B 0 4 1 0	金属板せん断加工品の普通公差
J I S B 0 4 1 1	金属焼結品普通許容差

JIS B 0419	普通公差—第2部：個々に公差の指示がない形体に対する公差
JIS B 9700	機械類の安全性—設計のための基本概念，一般原則—
JIS B 9706	機械類の安全性—表示，マーキング及び作動
JIS B 9960-1	機械類の安全性—機械の電気装置—第1部：一般要求事項
JIS H 8601	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜
JIS H 8610	電気亜鉛めっき
JIS H 8611	電気カドミウムめっき
JIS H 8615	工業用クロムめっき
JIS H 8617	ニッケルめっき及びニッケル・クロムめっき
JIS H 8621	工業用銀めっき
JIS H 8641	溶融亜鉛めっき
JIS H 8651	マグネシウム及びマグネシウム合金の化成被膜及び陽極酸化被膜
JIS P 0138	紙加工仕上寸法
JIS S 0101	消費者用警告図記号
JIS Z 0101	安全色及び安全標識
JIS Z 0104	安全標識—一般的事項
JIS Z 8310	製図総則
NDS G 8101	金属部品表面処理通則
NDS G 8102	鉄鋼表面の洗浄処理及び塗装下地処理
NDS G 8103	鉄鋼りん酸塩被膜
NDS G 8104	鉄鋼用黒色酸化被膜
NDS H 8601	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜
NDS H 8610	亜鉛めっき（電気めっき）
NDS H 8612	カドミウムめっき（電気めっき）
NDS Z 0001	包装の総則
NDS Z 8002	正式文書の様式
NDS Z 8011	角形銘板
NDS Z 8201	標準色

2) 仕様書

DSP Z 9004	技術提案書の様式
DSP Z 9008	品質管理等共通仕様書
MRS-G-00013	機器構成品識別資料作成共通仕様書

3) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
 著作権法（昭和45年法律第48号）
 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）
 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
 機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）
 装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）
 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応（装管調第807号。令和3年1月21日）

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

航空機等整備用器材整備基準（海幕装備第5623号。10.12.8）

海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領（海幕装備第5625号。10.12.8）

海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成に関する基本的事項（海幕航空第1873号。19.3.16）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

形態管理実施要領（補本装航第92号。10.12.8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の管理実施要領（補本装航第93号。10.12.8）

航空機等整備用器材整備実施要領（補本装航第94号。10.12.8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成要領（補本装航第375号。19.3.16）

b) 関連文書

1) 規格

JIS Z 8721 色表示方法—三属性による表示

2) 法令等

装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

器材は、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）による環境物品等の推進に関する基本方針に基づく国産品又は市販品並びに輸入品の新品を原則とし、プログラム及びソースコードを導入された電子部品、機器等が組み込まれた構成品を有する器材は、IT利用装備品等及びIT利用装備品関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応（装管調第807号。令和3年1月21日）の規定を満足するものとする。

2.2 設計条件

設計条件は、輸入品及び市販品を除き**JIS B 9700**及び**JIS B 9960-1**の規定によるものとし、運用及び環境条件を考慮の上、器材が必要以上に複雑になることを避け、製作上最も経済的で、かつ、整備、修理などが簡便及び容易にできるように考慮するほか、次による。

2.2.1 安全

安全は、次による。

- a) 通常の使用状態で、操作員が接触するおそれがある回転、しゅう（摺）動部分及び高熱、高温部分は、適切な保護装置又は保護枠等を設けるものとする。
- b) 電気を使用している器材については、感電、その他の原因で操作員に危害が及ばないようにインターロック、アース又は囲い等を施すものとする。

- c) 引火、漏電又は爆発により操作員が危険にさらされることがないように火災予防処置を施すものとする。また、特定の条件で火災が発生する可能性のあるものは、適切な消火対策を講ずるか、又は消火器を取り付けるものとする。
- d) 使用中にゆるみが生じて危険な状態になるおそれがある構造を避けるものとし、やむを得ないものは、抜け止め又はゆるみ止めの処置を施すものとする。
- e) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定される機械等に該当する器材を製造又は納入する場合は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）及び機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）の規定を満足するものとする。

2.2.2 排水

器材のカバー及び囲いには、適当な水切りをつけ操作員、計器板又は囲いの中に水がかかったり、入ったりしないようにするものとする。また、囲いの底は水がたまらないように、排水孔を設けるものとする。

2.2.3 強度・剛性

使用する材料は、構造上必要な強度及び剛性を十分に有するものとし、開閉扉等は、繰り返しの使用に十分対応できるもので変形しないものとする。

2.2.4 整備

整備は、次による。

- a) 器材及び構成品は、海上自衛隊が使用する標準的な工具により、点検及び整備作業が容易にできる整備性を考慮して製作する。
- b) 原動力を有する器材は、原則として積算時間計を施すものとする。

2.3 材料・部品

材料及び部品は、努めて**DSP**、**NDS**及び国定規格を適用するものとし、これにより難しい場合は、外国政府・軍の規格及び仕様書の適用又は製造者規格品を使用することができる。

なお、材料及び部品のうち装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）第4条で定める指定品目に該当するものについては、認定検査に合格したものでなければならない。

2.4 加工方法

2.4.1 一般

加工方法は、器材として十分な機能を発揮し得るよう適切な方法を選択して行うものとし、経済的で欠陥の生じないよう配慮する。

なお、加工は、法令等で規定される資格を有する者又は認定を受けた者が行うものとする。

2.4.2 加工精度

加工精度は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、それぞれの加工方法を考慮した上で、次によるものとする。

- a) 寸法公差及びはめあい方式は、**JIS B 0401**による。
- b) 個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差は、**JIS B 0405**による。
- c) 金属プレス加工品の普通寸法公差は、**JIS B 0408**による。
- d) 金属板せん断加工品の普通公差は、**JIS B 0410**による。

- e) 金属焼結品普通許容差は、**JIS B 0411**による。
- f) 個々に公差の指示がない形体に対する公差は、**JIS B 0419**による。

2.5 互換性

同一業者の同一部品番号を有する部品は、相互に互換性を有するものとする。

2.6 表面処理

2.6.1 一般

表面処理は、**NDS G 8101**によるほか、次による。

- a) 器材、附属品及び予備品の金属部分の表面処理に用いる材料は、その使用目的に適合した国定規格、**DSP**に規定されたものを選択、使用する。
- b) めっき、化成処理又は塗装を行う前に、該当する材料に適合した国定規格、**DSP**に規定された前処理を行い、表面処理の十分な適用を防げるおそれのある全ての汚れ及び腐食生物を取除く適切な洗浄処理を行うものとする。
- c) ロックシーム、重ね継手、点溶接その他の方法で組み立てられる部品（はんだ、ろう付け、溶接、型成形などを除く。）に、めっき、化成処理の無機質表面処理を行う場合には、組み立て前に処理する。
- d) 特に熱放散を考慮する必要があるときは、有効な熱放散率を与える表面処理を施すものとする。
- e) 鉄鋼素地のめっきについては、**JIS H 8610**、**JIS H 8611**、**JIS H 8615**、**JIS H 8617**に規定されるめっき前の応力除去及びめっき後の水素ぜい（脆）性の除去を行うものとする。

2.6.2 めっき・金属表面の処理

2.6.2.1 めっき

めっきは、次による。

- a) **銀めっき** **JIS H 8621**による。
- b) **ニッケル及びクロムめっき（鉄素地、銅合金素地、亜鉛合金素地）** ニッケル及びクロムめっき（鉄素地、銅合金素地、亜鉛合金素地）は、**JIS H 8617**による。
- c) **クロムめっき** クロムめっきは、**JIS H 8615**による。
- d) **亜鉛めっき** 亜鉛めっきは、**JIS H 8610**、**JIS H 8641**、**NDS H 8610**による。
- e) **カドミウムめっき** カドミウムめっきは、**JIS H 8611**、**NDS H 8612**による。

2.6.2.2 金属表面の処理

金属表面の処理は、**NDS G 8101**によるほか、次による。

- a) **鉄鋼** 鉄鋼は、**NDS G 8102**、**NDS G 8103**、**NDS G 8104**による。
- b) **アルミニウム及びアルミニウム合金** アルミニウム及びアルミニウム合金は、**JIS H 8601**、**NDS H 8601**による。
- c) **マグネシウム合金** マグネシウム合金は、**JIS H 8651**による。

2.6.3 塗装

2.6.3.1 一般

塗装は、**NDS G 8101**によるほか、次による。

- a) 塗装は、航空機等整備用器材整備実施要領（補本装航第94号。10.12.8）の第2章第2節1項によるものとし、適用する塗装色の色番号については、**NDS Z 8201**による。
- b) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用をうける器材の塗装色は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の定めるところによる。
- c) 輸入品及び市販品は、個別仕様書で指定する場合を除き、製造者仕様とする。
- d) 材質、表面処理、性能等に影響を及ぼす場合及び a)により難しい場合は、その仕様内容を承認用図面に示し契約担当官等の承認を得るものとする。

2.6.3.2 色見本の作成要領

色見本の作成要領は、**付図1**を基準とする。ただし、輸入品及び市販品は、個別仕様書で指定する場合を除き、適用しない。

2.7 製品の表示

2.7.1 一般

製品の表示は、次による。

- a) 表示は、器材の品質に影響を与えないものとする。
- b) 表示は、できるだけ外部から見やすい位置とする。
- c) 表示は、容易に剝離、欠落、退色、かすれ等により、文字が判別できなくなるものがないものとする。
- d) 輸入品及び市販品は、個別仕様書で指定する場合を除き、製造者仕様とする。
- f) 器材に表示することが困難なものについては、包装に表示することによりこれと代えることができる。
- g) **表示の用字等** 表示の用字、書体は、**NDS Z 8011**によるほか、次による。
 - 1) ローマ字は、記号として用いることができる。
 - 2) 常用漢字によっては、判読が困難と認められるものは、仮名又はローマ字を用いることができる。
 - 3) 品名の文字は、個別仕様書で特に規定されている場合を除き、個別仕様書の品名又は件名欄記載のとおりとする。

2.7.2 表示の方法

表示の方法は、**NDS Z 8011**に規定する銘板を用いるものとし、やむを得ない場合は、貼付、刻印又は刷込み、丸形、その他の形の銘板を用いることができる。ただし、契約の相手方は承認用図面に明記したうえ契約担当官等に提出し、承認を得るものとする。

なお、貼紙、刻印又は刷込みは、次による。

- a) 貼紙を用いる場合は、印刷を明確にし、紙の表面に耐候性の良好な透明塗料を十分塗布又は、耐候性の良好なフィルムシート等に印刷して強固に接着するものとする。
- b) 刻印は、沈み打ちを原則とするが、浮出し彫刻（裏打）の場合であっても、その深さ（高さ）は十分かつ相当な摩耗に対しても消えないものとする。

- c) 刷込（手書，印刷，捺染，刺しゅう）は，その記載を明確にして確実に付着させ耐候性の良好な透明塗料を十分塗布するものとする。
- d) 2.7.2 a), b), c)により難い又は適当でない場合は，ゴム印（不滅インク），ステンシル，帯状金属製タグ又はその他の適当な方法によることができる。

2.7.3 銘板の種類及び表示の内容

銘板の種類及び表示の内容は，NDS Z 8011によるほか，付表1による。

2.7.4 安全及び禁止事項の表示

安全及び禁止事項は，必ず表示するものとし，JIS B 9706，JIS S 0101，JIS Z 0101，JIS Z 0104による。

2.7.5 特定化学物質・放射性物質等・有害物質の使用表示

特定化学物質，放射性物質等及び有害物質の使用表示は，次による。

- a) 特定化学物質，放射性物質等及び有害物質（以下，特定化学物質等という。）を使用している単一部品及び当該単一部品を含む組部品，機器，装置のそれぞれに対し，物品の形状及び大きさに応じ容易に剝離，消滅が生じない方法により，ラベル，スタンプなどを使用して図1により朱色をもって表示する。

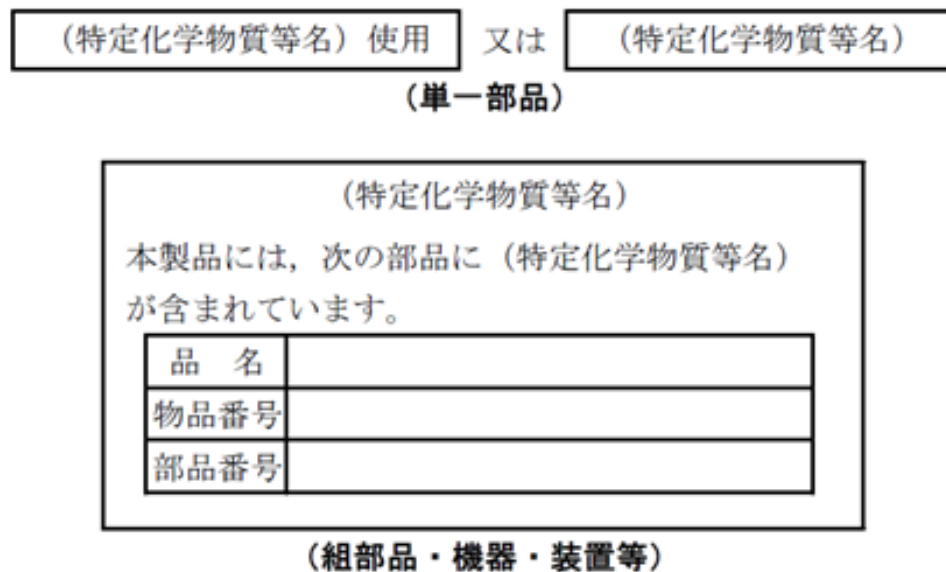

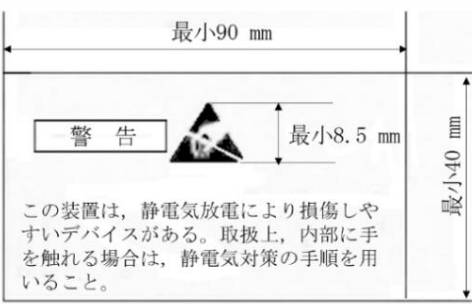


図1－特定化学物質・放射性物質等・有害物質の使用表示

- b) 物品の状態により，a)の表示が不可能な場合は，当該物品の個装及び外装に a)の表示を行うものとする。
- c) 特定化学物質等を使用している器材等の納入に当たっては，納品書及びストックタグの備考欄に “(特定化学物質名) 使用” と朱記する。

2.7.6 静電破壊に弱い物品に対する表示

静電気によって損傷しやすい部品を使用している単一部品を含む組部品，機器及び装置に対し，物品の形状及び大きさに応じ，見やすい位置に容易に剝離，消滅しないようなラベル，スタンプ，印刷等によって，図2により表示するものとする。

区分	標準表示内容	標準色	
		地	文字・シンボル
カード		—	黒 又は 白
製品	 この装置は、静電気放電により損傷しやすいデバイスがある。取扱上、内部に手を触れる場合は、静電気対策の手順を用いること。	黄	黒 ただし、捺印・印刷等による場合は黒又は赤

注記 1 小型のカード又は製品で表示困難な場合は、縮小することができる。

注記 2 輸入品及び市販品には、カード欄を適用しない。ただし、製造者仕様に含まれる場合を除く。

図 2－静電破壊に弱い物品に対する表示

2.7.7 高圧ガス・火工品の使用表示

高圧ガス及び火工品を使用している器材等の納入に当たっては、納品書の備考欄及びストックタグの備考欄に“高圧ガス使用”又は“火工品使用”と朱記するものとする。

2.7.8 その他

その他は、次による。

- a) 消耗品は、物品番号、品名、主要諸元、製造年月、製造者名及び保存に関する注意事項（有効期限、要領）の表示が当該物品を消費するまで消滅しないものとする。
- b) 容器に収納する工具セット附属品又は予備品等については、容器の裏側に 4 種銘板を添付するものとする。また、品目数が多く銘板によることが困難な場合は、印刷物をビニール製の袋に入れ、更に厚めのフィルム製ケースに収納し、鎖等をもって収納容器に取り付けるものとする。
- c) セット等の容器が 2 個以上になる場合は、組数を明確にするため、“1 / 2, 2 / 2”のように総容器数を分母にして表示するものとする。
- d) 銘板は、器材等全体として必要であるとともに、その主要部分の各々に必要とするので、これらにも特有の要目に関する銘板を付けるものとする。
- e) 標識の作図は、**NDS Z 0001**による。

2.8 品質管理

品質管理は、個別仕様書で指定する場合を除き**DSP Z 9008**によるものとし、要求事項の品質マネジメントシステムの適用区分は、個別仕様書で指定する。

3 品質保証

3.1 検査項目

検査項目は、次によるものとし、実施する項目については、個別仕様書で指定する。

なお、温度試験を指定しないものについては、常温で検査するものとする。

- a) 外観構造検査

- b) 温度試験（試験温度の範囲を指定する。）
- c) 作動試験
- d) 強度試験
- e) 耐久試験（絶縁試験，疲労試験等の耐久時間を指定する。）
- f) 総合試験（2個以上の構成品を組み合わせて行う。）
- g) 性能試験（要求元の指定するものに合わせて行う。）
- h) その他検査官の必要と認める事項

3.2 監督・検査

官側の行う監督及び検査は，次のとおりとし，個別仕様書で指定する。

- a) **地方調達（補給本部契約）** 監督及び検査は，海上自衛隊において調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等（海幕経第2559号。9.5.30）別冊第3 標準品質証拠監督・完成検査実施要領による。
- b) **中央調達（防衛装備庁契約）** 監督及び検査は，契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，輸入品及び市販品は，商慣習とする。ただし，その他の国産製造品は，個別仕様書で指定する場合を除き **NDS Z 0001**によるものとし，包装のレベルは，次による。

- a) 個装レベルは，Cとする。
- b) 外装レベルは，Ⅲとする。

4.2 意図しない異状動作の回避措置の実施

契約の相手方は，納入する器材の構成に市販のOSがインストールされたコンピュータ等が含まれる場合は，次を実施するものとする。

- a) 製造中に設定した不要な環境パラメータの初期化
- b) 製造中に利用したアカウントの削除
- c) ウィルスチェック
- d) 不要なソフトウェアパッケージの削除

4.3 スtockタグ

物品には，海上自衛隊補給実施要領に定めるStockタグを添付するものとする。

なお，Stockタグの記載要領は，海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）によるほか，**附属書A**を基準とする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は，個別仕様書による。

5.1.1 機器構成品識別資料

機器構成品識別資料は、次によるものとし、個別仕様書で指定する。

- a) **機器構成品等一覧表** 機器構成品等一覧表の作成要領は、**附属書B**を基準とする。
- b) **類別原資料** 類別原資料の作成要領は、**附属書C**を基準とする。

5.1.2 取扱説明書

取扱説明書は、個別仕様書で指定する場合を除き、次による。

- a) 契約の相手方は、通常、器材等の納入2か月前までに取扱説明書案を調達要求元に提出し、審査を受けるものとする。ただし、同一の器材等の納入実績があり、取扱説明書に変更がない場合、審査を必要としない。この場合、見返しを調達要求元から受領し取扱説明書に添付して納入部隊に提出するものとする。
- b) 取扱説明書の作成要領は、**付表2**を基準とする。

5.2 官給品・貸付品

5.2.1 官給品

契約の相手方は、個別仕様書で定める部品、材料等について、希望する時期及び場所で官給を受けることができる。この場合、契約の相手方は、契約担当官等に申し出て官給を受けるための必要な指示を受けるものとする。

なお、官給の手続等は、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）に基づき行うものとする。

5.2.2 貸付品

契約の相手方は、個別仕様書で定める官側の保有する機器、工具、治工具、取扱説明書等を希望する時期に、官側が指定する場所で貸付けを受けることができるものとする。この場合、契約の相手方は、契約担当官等に申し出て貸付けを受けるための必要な指示を受けるものとする。

なお、貸付の手続等は、海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）に基づき行うものとする。

5.3 承認用図面等

契約の相手方は、個別仕様書で承認用図面の提出を要求された場合は、契約担当官等の定める承認用図面等の作成要領に基づき作成のうえ契約担当官等に提出し、承認を得るものとする。また、地方調達（補給本部契約）については、**附属書D**によって作成して調達要求元に提出するものとする。

なお、承認用図面の内容は次によるものとし、提出項目については、個別仕様書で指定するものとする。

- a) 承認願書
- b) 目次
- c) 性能諸元表
- d) 外注品業者目録 **付表3**による。
- e) 外形図 全体を表現する図面
- f) 組立図 全体の組立を示す図面
- g) 部分組立図 一部の組立を示す図面
- h) 主要部品図 主要部品の外形及び組み立てを示す図面

- i) 工程図 製作工程の途中の状態を示す製作図又は製造工程を示す系統図
- j) 結線図（回路図）電気回路の接続を示す図面
- k) 電線図（配線図）電線の配置を示す図面
- l) 配管図 管の配置を示す図面
- m) 系統図 配管などの系統を示す図面
- n) 基礎図 基礎を示す図面
- o) 据付図 試験器、機械などの据付関係を示す図面
- p) 配置図 複数の機械などの据付位置を示す図面
- q) 装置図 装置を示す図面
- r) 曲面線図 車体など複雑な曲面を表す線図
- s) 銘板類の図面
- t) 附属品及びその容器の図面（本体容器も含む。）
- u) 包装図面 個装、内装、外装などを示す図又は包装要領
- v) 省略図面 カタログ、略図又は写真
- w) 塗装見本 この仕様書の 2.6.3.2 による。

5.4 秘密保全

契約の相手方は、この役務の履行に係る物件、文書、図画で秘密、特別防衛秘密又は特定秘密に指定されているものの扱いは、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令36号）に基づく秘密の保全に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）に基づく特別防衛秘密の保護に関する特約条項又は特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）に基づく特定秘密の保護に関する特約条項〔特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項（防経装第19074号。26.12.24）〕及び装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保（防経装第19072号。26.12.24）別添“装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン”によらなければならない。

5.5 安全管理

契約の相手方は、危険物（火薬類、放射性同位元素類、毒物、劇物など）及び高圧ガスの製造、取扱い並びに公害の発生するおそれがあるものの取扱いについて、法で定められたものは、それに基づくものとする。また、器材の撤去、据付工事を含むその他のものは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定及び個別仕様書又は規格等（契約の相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を行わなければならない。

5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、次による。

- a) 契約の相手方は、技術変更提案（ECP）の必要性について、契約担当官等又は地方防衛局長等と協議の上、航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）により作成し、契約担当官等又は地方防衛局長等に提出する
 - 1) 提案の区分は、次による。
 - 1.1) **第1種技術変更提案** 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1種技術変更提案とする。
 - 1.1.1) 飛行の安全性に重大な影響のある変更

- 1.1.2) 性能及び互換性に著しい影響のある変更
- 1.1.3) 重量に著しい影響のある変更
- 1.1.4) 契約金額の変更を要する変更（ただし、地方調達の場合を除く。）

1.2) **第2種技術変更提案** 1.1)以外は、第2種技術変更提案とする。

2) 技術変更提案書の様式及び記入要領は、**DSP Z 9004**によるほか、形態管理実施要領（補本装航第92号。10.12.8）に基づき、インパクト分析を実施するものとする。

b) 技術変更提案が採用され、契約担当官等又は地方防衛局長等を通じて契約の相手方に承認の通知が行われた場合には、当該提案書は仕様書の一部とする。

5.7 知的財産権

契約の相手方は、官に提出した著作物に関する著作権〔著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。〕を官に譲渡し、また、著作者人格権を行使しないものとする。

6 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

附則

この仕様書は、令和5年3月31日から適用する。

付表 1－銘板の種類及び表示の内容

種類	内 容	記 事
1 種	品名	個別仕様書で規定する品名とする。
	調達要求番号	
	物品番号	番号が付与されていない場合は、空白とする。
	部品番号	個別仕様書で規定する部品番号とする。
	製造年月	西暦表示とする。
	製造番号	
	製造者名	
2 種	主要諸元	
3 種	取扱要領・油圧・電気回路	器材の操作方法，取扱注意事項を表示する。
4 種	収納品目数量	器材の構成部品名及び物品番号等を表示する。

付表 2－取扱説明書の作成要領

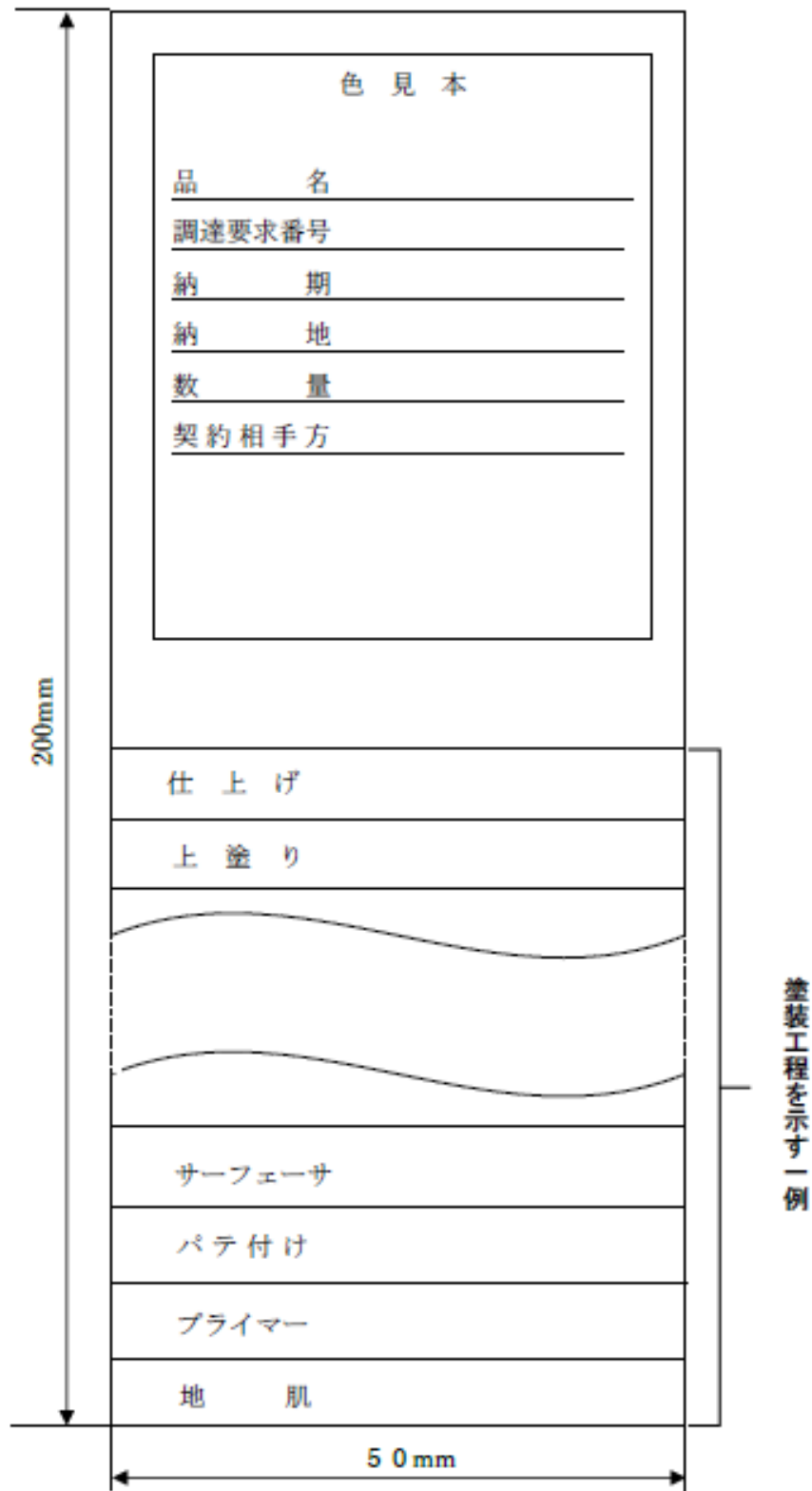
番号	要求事項	該当器材等	作成要領	審査要領
1	会社既版のものとする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・調達品 ・輸入品 	会社既版のものとする。	調達要求元の審査は、必要としない。
2	会社既版のものを採用する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・カタログ ・調達品 ・特殊工具 ・特殊要具 ・試験装置 ・試験器等 	会社既版のものを採用するが、航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成要領（補本装航第375号。19.3.16）（以下、技術刊行物の作成要領という。）に基づき中表紙及び見返しを作成する。	事前に調達要求元の審査を受けるものとする。 ^{a)}
3	取扱説明書（案）を作成する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・試験装置 ・試験器等 	海上自衛隊の使用する装備品等の取扱説明書の作成要領（海幕装備第5625号。10.12.8）（以下、取扱説明書の作成要領という。）、航空機等及び航空武器等の技術刊行物の作成に関する基本的事項（海幕航空第1873号。19.3.16）及び技術刊行物の作成要領により作成する。ただし、本文の内容は、取扱説明書の作成要領による。	取扱説明書（案）を納入の2か月前調達要求元に提出し、審査を受けるものとする。 ^{a)}
4	既納入器材等の取扱説明書を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・器材等の改修 	変更部分（MER）を技術刊行物の作成要領によって作成し、航空機等及び航空武器等の技術刊行物の管理実施要領（補本装航第93号。10.12.8）に基づき提出する。	

注^{a)} 取扱説明書が初回契約時にすでに審査済である場合は、審査は必要としない。

付表3－外注品業者目録

外注品業者目録

番号	品名	材質	規格寸度	数量	業者名	住所電話番号



注記 寸法は、基準とする。

付図1－色見本の作成要領

附属書 A
(規定)
ストックタグ

A.1 様式

ストックタグは、**付図 A.1** のとおりとし、荷札型又は貼付型を使用するものとする。

A.2 記載要領

ストックタグの記載は、タイプライタで印字又はボールペン等の油性インクを使用する。当該記載事項の訂正は、横 2 線で抹消の上、訂正者は、訂正印を押印する。

なお、高圧ガス及び火工品を使用している器材等の場合は、備考欄に“高圧ガス使用”，“火工品使用”又は（特定化学物質名）使用“と朱記する。

(表 面)	ストックタグ (納入物品)						(海補 7913 a 様式)	7.5 c m
	物品番号							
	参考番号			品名				
	製造会社名			製造番号				
	製造年月日	修理年月日	単位		数量			
	調達要求記号				検査スタンプ			
	日付		受領係					
14.5 c m								
(裏 面)	防せい及び包装方法							
	包装年月日							
	保 管 期 限 等	保管期限 (年月)			変更期限 (年月)			
		処置記号			契約不適合修補等の請求期間			
		変更の理由						
	備考							

荷札型

物品番号				15.0 c m
品名			合格証明	
			在庫期日	
参考番号			※防せい方法有効期限	
出庫単位			※保管理由	
数量			※来歴の有無	
※製造番号 製造者記号			※附属品の状況	
※適用機種			※付記事項	
ストックタグ				
21.0 c m				(海補 7913 様式)

注記 ※は、必要の項のみ記入する。

貼付型

付図 A.1-ストックタグ

附属書B
(規定)
機器構成品等一覧表の作成要領

B.1 適用範囲 この附属書は、機器構成品等一覧表の作成要領について規定する。

B.2 作成要領

B.2.1 機器構成品等一覧表

機器構成品等一覧表は、**付表 B. 1** 及び**付表 B. 2** を例として仕様書に示された器材等又は構成品まで示されている場合は、構成品について作成する。

B.2.2 納入場所が複数の場合の処置

納入場所ごとに作成するものとする。

B.3 各項目の記入要領

B.3.1 項目番号欄

機器及び構成品等の階層を示す番号を記入する。

なお、機器毎に連番で記入するものとし、構成品等は、“-”を挟んで階層を明示するものとする。

B.3.2 物品番号欄

仕様書に示す物品番号を記入する。

B.3.3 部品（型式）番号欄

部品の販売権を有する製造者が付与した部品番号又は型式番号を記入する。

B.3.4 品名欄

個別仕様書で定める器材名又は構成品名を記入する。不明の場合は、商慣習による品名を記入する。

B.3.5 単位欄

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）の第2編第1章21194に基づき記入する。

B.3.6 参考単価欄

納入単価又は見積単価は、税額を含まない単価を記入する。見積単位を記入する場合は、合計額が契約額となるような見積単価を設定する。

なお、納入単価の場合は“A”を見積単価の場合は”E”をそれぞれの単価の右端に記入するものとする。

B.3.7 合価欄

合価欄の合計額は、納品書の金額に一致させる。

B.3.8 備考欄

特殊工具については、該当する機体、エンジン等の取扱説明書の番号及び取扱い方法の記載項目番号を記入する。

B.3.9 提出要領

機器構成品等一覧表を調達要求元へ提出する場合は、**付表 B. 3** に示す機器構成品等一覧表納入通知書を2部添付する。

付表 B.1—機器構成品等一覧表（構成品がない場合）

機器構成品等一覧表（記入例）

納入会社名		調達要求番号	
代表電話番号		納地	

項目番号	物品番号等	部品（型式）番号	品名	単位	参考単価	数量	備考
1	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇	△△△△	□□□試験装置	EA	3,000,000A	1	
2	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇	△△△△-1	◇◇◇スタンド	EA	1,000,000A	1	
			税抜合計価格		4,000,00		
			税額		400,000		
			代金		4,400,00		

付表 B. 2—機器構成品等一覧表（構成品がある場合）

機器構成品等一覧表（記入例）

納入会社名		調達要求番号	
代表電話番号		納地	

項目番号	物品番号等	部品（型式）番号	品名	単位	参考単価	数量	備考
1	○○○○-○○○-○○○○○	△△△△	□□□試験装置	EA	3,000,000E	1	
1-1	○○○○-○○○-○○○○○	△△△△-001	◇◇◇表示器	EA	1,000,000E	1	
1-2	○○○○-○○○-○○○○○	△△△△-002	☆☆☆電源装置	EA	600,000E	1	
1-3	○○○○-○○○-○○○○○	△△△△-003	★★★制御盤	EA	400,000E	1	
			税抜合計価格		5,000,000		
			税額		500,000		
			代金		5,500,00		

付表 B.3—機器構成品等一覧表納入通知書

<u>機器構成品等一覧表納入通知書</u>	
海上自衛隊補給本部 航空機部航空機整備課長	令和 年 月 日
	住 所 会 社 名 代表者名 印
下記契約にかかる機器構成品等一覧表を納入します。	
記	
調達要求番号	
品 名	
契約金額	
代金内訳	税抜き価格
	税 額
納 期	
連絡先（電話番号）	
<u>機器構成品等一覧表納入通知書</u>	
上記の機器構成品等一覧表を受領しました。	
殿	
令和 年 月 日	
海上自衛隊補給本部 航空機部航空機整備課長	
氏 名 印	

備考 2部作成（航空機整備課×1，契約の相手方（支出担当官提出用×1）

附属書 C
(規定)
類別原資料の作成要領

C.1 適用範囲

この附属書は、類別原資料の作成要領について規定する。

C.2 作成要領

C.2.1 様式

様式は、**MRS-G-00013**によるほか、**付表 C.2**及び**付表 C.4**の様式によるものとする。

C.2.2 添付書類

添付書類は、カタログ原資料に記入された数値等の根拠を示すものであり、カタログ原資料を作成する際に引用した製造図面、カタログ等を2部提出する。

C.2.3 製造者記号

器材等の製造者に製造者記号が付与されていない場合は、製造者の名称、所在地、主要生産品等を記載したパンフレット等を速やかに2部調達要求元に提出し、調達要求元の指示を受けるものとする。

C.3 類別原資料の記入要領

C.3.1 識別管理諸元入力資料

付表 C.1に示す項目を記入要領に従って**付表 C.2**の様式に記入する。

C.3.2 カタログ原資料票

付表 C.3に示す項目を記入要領に従って**付表 C.4**の様式に記入する。

C.3.3 類別引用資料

付表 C.5の様式の各項目を記入する。

C.4 提出要領

類別原資料を調達要求元へ提出する場合は、**付表 C.6**に示す類別原資料納入通知書を2部添付する。

付表 C.1—識別管理諸元入力資料

欄	項目名	記入要領
品目情報部	SNPN区分	“1”を記入する。
	分類番号	品目の属する分類区分案を示す分類番号を記入する。
	使用機関	“M2”を記入する。
	形式	FIGは、図面、カタログ諸元等の引用資料を元に“1A形式”又は“4A形式”で作成する。
	品目名コード	適用した指定品目に対応するINC（5桁の数字）を記入する。
	品目名	品目名コードが“77777”の場合に記入する。
	OFコード	国産品目の指定品目以外及び供与品目の品目名の50桁以内とし、オーバーフローコードは、記入しない（50桁以下の適切な単語で区切る。）。
	修正コード	国産品目の指定品目名以外及び供与品目の品目名の50桁以内に特殊記号がある場合は、“2”を記入する。
	国産コード	供与品目の場合で、当該供与品目に同等生産品が属している場合は、“K”を記入する。
	品目設定コード	記入しない。
	試用品目コード	国産品目の場合で、品目識別案を作成し当該品目が使用実績報告対象品目であることが判明している場合は、“T”を記入する。
	入力区分コード	“B”を入力する。
補助品名	品目名に対する日本語名を記入する。	
参考番号部	提出区分	記入しない。
	製造者記号	製造者記号を記入する。
	参考番号	製造者が付与する番号又は記号を記入する。
	OFコード	参考番号が51桁以上については、“2”を記入する。
	修正コード	参考番号の50桁以内の部分に特殊記号がある場合、修正コード“2”を記入する。
	変種コード	参考番号だけでは生産品目を限定できない場合は、“1”を記入する。
	表示コード	国産品目について基本参考番号に“C”を記入する。
	優先コード	記入しない。
入力区分	“B”を入力する。	

付表 C.2—識別管理諸元入力資料様式

識別管理諸元入力資料（航空機等整備用器材）

品目情報部	SNPN区分		分類番号		供用機関		型式		調達要求番号	品名			
	1				M2				作成年月日	会社名			
									部署名(TEL)	作成者 印			
	品目名コード		品目名(50)										
	△												
	OF	修正	国産	品目設定	試用品目	入力区分							
	△												
補用品名													
参考情報部	提出区分	製造者記号		参考番号(50)									
	△												
	OF	修正	変種	表示	優先	入力区分							
						B							
	提出区分	製造者記号		参考番号(50)									
	△												
	OF	修正	変種	表示	優先	入力区分							
						B							
	提出区分	製造者記号		参考番号(50)									
	△												
	OF	修正	変種	表示	優先	入力区分							
						B							

付表 C.3—カタログ原資料票

欄	項目名	記入要領
上欄	CR	“N”を記入する。
	F I I G N o	適用するF I I Gの番号を記入する。
下欄	PAC	指定品目に対応する特性要求事項及び標準要求事項を記入する。
	SAC	“A”，“1B”，“1C”の順に記入する。
	MC	モードコードを記入する。
	リプライ1	PACに対応するリプライコードを記入する。
	リプライ2	
	リプライ3	
	回答	PACに対応する特性を記入する。
	多種選択	AND “¥¥” OR “¥”を記入する。
	分離記号	それぞれのPACに対する回答の最終行に“※”を記入する。 最終PACに対する回答の最終行に“※※”を記入する。
	解読欄	PACの日本語訳を記入する。

付表 C.4-カタログ原資料票様式

カタログ原資料票 (F I I G用)

共通項目	分類番号		品目識別番号					使機	形式	発 議 番 号					提出区分		発 議 元																							
	1	4	5	12	13	14	15	16	区	課	西	暦	月	一	連	番				号	再	再																		
									T													△																		
品目	C F I I G No.		品目名コード					品 目 名 (7 7 7 7 7 7 の 場 合 は 必 須)															SEQ																	
	34	35	40	41	46	47	50	60									70						80			90	96	97	98	0	1									
目 録 別 基 準 部	M R C		回					答															SEQ		解 読 欄															
	34	37	38	40	50					60									70						80			87	×	97	98									

付表 C.5—類別引用資料様式

類別引用資料			
品 目 名	部 品 番 号		製 造 者
最上位機器： (製造者)			
上位機器：			
下位機器：構成品及び数量または構成品			
※寸法・形状，取り付け部位の分かる図（組立図等）を添付すること。			
1 機 能			
2 性 能			
3 材 質			
4 寸法等			
5 その他			
会社（部課名）等	作成者	電話番号	作成日

付表 C. 6—類別原資料納入通知書

<u>類別原資料納入通知書</u>	
海上自衛隊補給本部 航空機部航空機整備課長	令和 年 月 日
	住 所 会 社 名 代表者名
	印
下記契約にかかる類別原資料を納入します。	
記	
調達要求番号	
品 名	
契約金額	
代金内訳	税抜き価格
	税 額
納 期	
連絡先（電話番号）	
<u>類別原資料受領書</u>	
上記の類別原資料を受領しました。	
殿	
令和 年 月 日	
海上自衛隊補給本部 航空機部航空機整備課長	
氏 名	
印	

備考 2部作成（航空機整備課×1，契約の相手方（支出担当官提出用×1）

附属書D

(規定)

補給本部契約（地方調達）における承認用図面の作成及び提出要領

D.1 適用範囲

この要領は、補給本部において航空機等整備用器材の契約に基づき契約の相手方が契約担当官等の承認を得るため提出する承認用図面の作成及び提出について必要な事項を定めるものとし、この要領の規定が個別仕様書の要求事項と異なる場合は、個別仕様書の定めるところによる。

D.2 承認用図面の基準

D.2.1 区分

承認用図面及び承認図について特に仕様書で代替品の使用について規定されているものは、これらの名称に“代替品”を冠し、また既に承認済のものの変更に關するものは、“変更”を冠して一般のものと区分するものとする。

D.2.2 承認用図面の体裁

承認用図面は、表紙、承認願書、目次及び図面からなるものとする。

D.2.2.1 表紙

承認用図面の表紙の大きさは、**JIS P 0138**に規定されるA列4とし、左とじファイルを用いるものとし、ファイルの品質は任意とする。また、表紙には、表題として“承認用図面”と記載し、次の順に表記するものとする。

なお、変更の承認用図面を提出する場合は、表題は“変更承認用図面”と朱書きするものとする。

- a) 品名（契約品名とし、その部品名は記載しない。）
- b) 提出番号（No 1 から追番号とする。）
- c) 調達要求番号
- d) 契約相手方名

D.2.2.2 承認願書

承認用図面のとじ込みの冒頭に承認願書を添付する。承認願書の大きさは、**JIS P 0138**に規定されるA列4とし、その様式は、**付図D.1**による。

D.2.2.3 目次

承認用図面には目次をつけるものとし、目次の字体及び大きさは承認願書に準ずるものとする。また、とじ込み図面の全部について次によるものとし、**付表D.1**を参考とする。

- a) 葉番号
- b) 図面の表題
- c) 図面番号又は符号（製造者のもの）
- d) その他の記事（備考）

D.2.2.4 図面

図面（文書を含まず。以下この**附属書D.2.2.4**～**附属書D.2.3.1**まで同じ。）の大きさは**JIS P 0138**に規定されるA列4を標準とする。

D.2.2.5 提出番号

同一契約の承認用図面は、一冊にまとめて提出することを原則とし、やむを得ず数冊に分割して提出する場合でも審査、検討したうえ相互に関連のあるものは、同時に提出するものとする。この場合は、承認用図面の所定の箇所に提出順に“N o 1”、“N o 2”等の追番号を記載して照合するものとする。

D.2.3 図面の内容

図面の作成要領は、**J I S Z 8 3 1 0**によるものとし、寸法、許容差、材質、数量、仕上程度、加工方法、電気的性能又は機械的性能について明示する必要がある場合は、**N D S Z 8 0 0 2**の**5.4**から**5.17**までを準用してこれらを図面中に記入するものとする。

なお、図面右下欄外の余白に目次と照合できるよう“葉番号〇〇”と記載するものとする。

D.2.3.1 種類

種類は、この仕様書の**4.3.1**によるものとする。

D.2.3.2 組立図の部品欄

組立図には部品欄を設け、部品欄には、次のうち必要ものを記載する。ただし、この仕様書の**附属書D**の**2.3.3**の部品表を提出し、これと重複する場合は、省略することができる。また、組立図に記載することが困難な場合には、部品欄を別表として提出することができる。

- a) 組立部品の図面番号又は符号
- b) 部品名
- c) 仕様書の指定する物品番号
- d) 材質、仕上程度、加工方法、電気的性能又は機械的性能
- e) 1組の個数
- f) 1個の質量
- g) 1組の質量

D.2.3.3 部品表及び部品図

D.2.3.3.1 部品表

部品表は、**D.2.3.2**の部品欄に準じて作成するものとする。

D.2.3.3.2 部品図

部品が国定規格、**N D S**、**D S P**又は防衛省の公認の規格による規格品であって品質特性が確定している場合は、その部品図の提出を要しないが、これらの規格品であっても品質特性に不確実なもの又は部品が公認の規格によらない場合は、部品図を提出して承認を得なければならない。

D.2.3.3.3 附属品等の図面の提出

個別仕様書に承認用図面の提出を求めている場合、その器材に附属品、銘板又は収納箱を含むときは、これらの承認用図面を提出し、承認を得なければならない。

D.3 承認用図面の提出

D.3.1 提出先及び提出数

契約の相手方は、この仕様書の**附属書D.2**に定める基準によって作成した承認用図面3部を承認願書に添付して契約担当官等（航空機部航空機整備課長気付）に提出する。

なお、現地据付、調整等を含む契約については現地検査官用を1部追加して提出する。

D.3.2 提出の省略

提出の省略は、次による。ただし、個別仕様書で要求されている場合は、個別仕様書によるものとする。

D.3.2.1 承認用図面の提出を要しないもの

承認用図面の提出を要しないものは、次による。

- a) 仕様書の付図と同一の図面等を用いようとする場合
- b) 外国との技術提携により製造するもので、その旨個別仕様書に明記されている場合（官有技術資料を含む。）
- c) 国定規格を基準に製造されている標準部品
- d) カタログ等により購入する部品及び工具類等
- e) 輸入品
- f) 包装に関すること
- g) 既承認の承認図面の一部を仕様変更等により変更する場合の変更を要しない図面等

D.3.2.2 承認用図面の提出を省略できるもの

調達要求元が補給本部航空機部航空機整備課であり、契約の相手方が同一であり、かつ同一品目の契約における承認用図面と同一の承認用図面を用いようとする場合

D.3.3 代替品の承認

契約の相手方は、“物品の品質特性等を個別仕様書の要求以上に改善し、又は物品の品質特性等を仕様書の要求と同等以上に保持しつつ代替の部品、材料若しくは寸法等を使用できることができる”旨個別仕様書に規定してある場合で、代替品を用いようとするときは、代替品承認用図面を提出して承認を得なければならない。

D.3.4 承認用図面の差し替え、追加又は訂正

契約の相手方は、契約担当官等の指示に基づき、又はその許可を得て自発的に、提出中の承認用図面等を差し替え、追加又は訂正することができる。差し替え又は追加する図面の適当な箇所若しくは訂正図面の訂正部位及び目次には、その理由及びその日付に注意し、契約の相手方が認印しなければならない。

D.3.5 承認図面の変更

承認図面の変更の必要が生じた場合は、この仕様書のD.2に準じ変更部分について承認用図面を作成し、契約担当官等に提出し承認を得なければならない。承認図面を変更する場合の承認願書の様式は、付図D.2によるものとし、承認履歴表（付表D.2）を添付する。この場合、目次（省略分も記載）及び図面に変更しようとする箇所を明示するとともに、変更箇所について変更理由書（付表D.3）を作成し、添付するものとする。

D.4 注意事項

D.4.1 承認用図面の審査について

個別仕様書で承認用図面の提出を要求された器材は、承認用図面を契約担当官等に提出し、審査を受けなければならない。

D.4.2 仕様書の不確定事項について

個別仕様書に“標準参考図”を用いている場合、又は“〇〇を標準とする”，“〇〇を基準とする”，“約〇〇とする”，“〇〇等”と記載されている場合には、承認用図面を提出して承認を得ることによって、これらの不確定事項が確定する。したがって、個別仕様書にこれらの表題が用いてあって、承認用図面につき承認を要する旨の記載がない場合でも、将来において疑義又は紛争の発生を避けるため、承認用図面を提出して承認を得た後に製造に着手するものとする。

D.4.3 個別仕様書の確定事項について

個別仕様書に“〇〇による。”，“又は〇〇とする。”等の確定的な表現を用いている場合には、個別仕様書の要求事項に合致しない事項については承認を得ることはできない。ただし、個別仕様書に代替品の使用を認める旨を規定されている場合は、代替品承認用図面を提出して承認を得るものとする。誤って個別仕様書の確定事項について、これを変更して承認を得た場合には無効とする。とする。

D.4.4 引用する規格

承認用図面に引用する規格は、特に指示のあった場合のほか契約締結の当日有効のものでなければならない。また、国定規格で制定されているものについては、廃止になった国定規格等の引用は認められない。

D.4.5 略字又は符号の使用

承認用図面に品質特性を表示する場合に用いる略語又は符号は契約書、仕様書、国定規格、防衛省訓令、**NDS**又は**DSP**等で公認のものほかは用いないことを原則とし、社内規格等で定めたものをやむを得ず使用する場合は、そのものについて説明しなければならない。

D.4.6 その他

この要領により難しい場合は、契約担当官等に申請した上その承認を得て変更することができる。

付表 D.1—目次の記載例

目次

葉番号	図面の表題	図面番号又は付図	備考
1	〇〇組立図	D-〇〇〇〇	
2	△△系統図	D-〇〇〇〇	
3	□□□詳細図	D-〇〇〇〇	令和 年 月 日誤記のため 2箇所訂正 印
4			
5			
10～17	部品表		

付表 D. 3—変更理由書

変更理由書

a) 番号	b) 変更前		c) 変更後		d) 変更内容		e) 理由	f) 互換性	備考
	葉番号	会社図面番号	葉番号	会社図面番号	変更前	変更後			

- 注** a) 番号は、変更事案ごとに一連に付ける。
- b) 変更前は、初回及び前回承認図面等の葉番号、会社図面番号とする。
- c) 変更後は、変更後の葉番号及び会社図面番号とする。
- d) 変更内容は、変更前後の構造、形状、寸法、規格等の変更部を比較できるように具体的に詳しく記入する。
- e) 理由は、具体的に詳しく記入する。
- f) 互換性は、承認用図面の一部省略の場合に次に記号で示す。
 ○：構造、電氣的及び機械的互換性を有するもの
 △：構造を除き互換性を有するもの
 ×：互換性のないもの
 △又は×の場合は、互換性を有するための条件、又は互換性のない理由を備考欄に具体的に詳しく記入する。

承認願書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長

殿

(航空機整備課長気付)

(〇 〇 支部長経由) ^{a)}

住 所

契約業者名

代表者名

印

下記品目の図面を3部提出しますから御承認願います。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 契 約 番 号
- 5 納 期

連絡者名

TEL

注 ^{a)} 地方防衛局等を経由する場合のみ記入する。

付図 D.1－承認願書の様式

変更承認願書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長

殿

(航空機整備課長気付)

(〇 〇 支部長経由) ^{b)}

住 所

契約業者名

代表者名

印

次の契約にかかる図面は、下記により承認を受けた図面と別添部分を除き同一であるのでこれにより御承認願います。

記

- 1 調達要求番号
- 2 品 名
- 3 数 量
- 4 契 約 番 号
- 5 契 約 金 額
- 6 納 期

添付書類：変更理由書，変更図面

記

- 1 調達要求番号
- 2 品 名
- 3 承認番号
- 4 承認年月日

連絡者名

TEL

注記 不要箇所は、抹消すること。

注 ^{a)} 地方防衛局等を経由する場合のみ記入する。

付図 D. 2－変更承認願書の様式